

令和6年5月27日

特定随意契約に係る契約締結結果の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（特定随意契約）について、大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第18条の2第2項の規定により、次のとおり契約締結結果を公表します。

なお、契約の相手方とした理由については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体で、高齢者の雇用の安定確保に寄与できる者としております。

公益社団法人大竹市シルバー人材センターと契約締結した案件

契約の名称	契約を締結した日	契約金額	契約事務の担当課
大竹港晴海地区港湾緑地管理業務	令和6年5月20日	1,925,000円	土木課